（本號八面）　（明治三十五年一月三日　郵便物認可）　明治二十七年四月十日　第三千九百三十八號　（定價金二錢五厘）

# 時事新報

## 五月第二附錄

府下十二名家の揮毫を石版に印刷し毎月附錄として配布する其第一回は已に時事新報の愛讀者に送達せり第二回の附錄は來る五月初旬を期して之を發行す其書題並に畫家は

**挿秧**　**松岡壽氏**

にして田植の時節、田家の光景は宛然此畫中に集り質樸なる農家の少女が挿秧に忙しき狀態、寫し出して眞景を見るが如くなるべし

## 時事新報

### 條約改正の端緒

近來巷說の傳ふる所を聞けば風に我が朝野の大問題として屢々紛雜をさへ釀したる彼の條約改正の件も漸く歩を進めて成功或は近きにある可しと云ふ其改正の箇條は如何なるものなりや我に何程を收めて彼に何程を讓りたるや又締盟國中何れの國が先づ之を承諾して何れの國が躊躇せしや都て我輩の與り知らざる所にして假令へ竊に聞き得たる所ありとするも固より外交の秘密に屬するみとは漫に世間に吹聽す可きにもあらず唯一日も早く其成就を心に願るのみなれども我輩の疑する所を以てすれば今日の事態、迚も天下一般を滿足せしむる程の改正は望みなきみとし觀做さゞるを得ず唯我輩は最初よりして一時に完全を期する者に非ざるが故に改正の條項中間々不滿足の所あるも敢て遽に驚かざるのみ蓋し眞の對等條約の如きは目下言ふ可くして行ふ可らざるは其だ明白なる次第なれども イヨ〳〵發表の日ともならば彼の排外論者を始め所謂民黨に於ては事の利害得失如何に拘はらず只管政府を苦めんが爲め恰も其瑕瑾を顯微鏡に照して針小棒大以て攻擊非難の料に充るみとならん政黨者流の運動としては左るみとながら我輩は之に向て大に不同意を表せざる可らずと云ふ其次第を述べんに抑も現行の條約なるものは安政年間舊德川幕府の締結したるものにして爾後年限を定め双方の都合により改正するの約束なりしも國事多端にして其催促の際、談判の行違もあり或は先方には亦先方の都合もあり口實もある等にて兎角容易に返辨するの場合に至らざるもの〳〵如し然るに時運の趨く所れひたひ談判の効も現はれつゝありとは誠に喜ぶ可き限りなれども從來の行掛よりして考ふれば迚も一時に皆濟なるとは覺束なく詰る所は年賦返濟とも云ふ可き終局の免かる可らざる所なるに我民論者は此返濟法に異說を唱へ一時皆濟に非ざれば決して承諾せず即ち對等條約に非ざれば締結せずとの意氣込にして如何にも道理あるに似たれども左りとは餘りに過激の談にして時と場合とを顧みざるの書生論たるを免れず假りに此流の說に從ひ一時に現金皆濟の望を達するとありとするも其談判掛引の爲めには多くの時日を費して今より十年を要するか乃至二十年の後にあるか前途遼遠なる其間は現行の無條理なる條約を遵奉して依然その曲を蒙らざる可らず智者の取らざる所なり左れば不充分ながらも幾分の權理を我に收めて一先づ改正を行ひ更に年限を定めて又改正を加へて漸次完全の域に達するの外なきみとにして前記の所謂年賦返濟を甘んぜざる可らず之を是れ思はずして直ちに貸金に對する權理のみを主張し更に逃して排外的の鉾路に逆行するが如きは國家後來の爲め實に由々しき一大事なり徒に語氣を壯にして愚民を煽動するは苟も政治家を以て任ずる士君子の爲す可き所にあらず國家の大事は無智の愚民と謀る可らざるは勿論世態を察し人情を酌み百事圓滑を旨として靜に所望を達するみとを爲政家の本意なれ虛喝を以て他を威服せん拙策とは對手の何者たるを顧みざる無謀の言のみ量つ現行條約たる以來曾て一たびも改正を加へたるみとなし隨て改正と云へば至難の如く想はるれども之を決行して恰も改正の端緒を開くときは後日の改正も亦其容易なる可し或は現條約に定めある改正期限も既に空しく經過して今猶は此の如くなるの例に徵し之を難ずる者もあらんなれども時勢の進歩は決して昔日の態を許さず論者も心を安くして可なり之を要するに此度の改正は改正の端緒を開く爲めの改正にして充分の權理を收めんとするの改正に非ざるを理會し以て事に當らんみと我輩の謹め注意を加ふる所なり

## 官報

**○内務省訓令第十號**

明治二十四年（九月）内務省訓令第二十一號巡査採用規則第一條但書左ノ通改正ス

但巡査採用規則第十二條ニ巡査ニ昇ス可キ者ハ此限ニ在ラズ

内務大臣　伯爵井上馨

明治二十七年四月九日

## 雜報

**○獨露通商條約**　は獨逸に於て國會の討議中なりしが近頃無事通過したるに付き獨逸帝は宰相カプリヴイ伯及び外務大臣以下其談判以來功勞ありしものへ賞として夫れ〳〵勳章を授與したるよし

**○巴西内亂の鎭定**　南米巴西の内亂は去年九月の頃に起り始めは叛將メロー將軍自ら叛徒を指揮し後には二手に分れて首府に近さリオ灣の艦隊は叛將の一人ガマ氏が提督し久しく降らざりし處大統領ペイソトー氏は政府方の軍艦及び砲臺に令を傳へ去る三月十三日を以て大擧砲擊の當日とし六十門以上の大砲を以て一時に打滅さんと計畫し孰れも勇み立ちて其日の來るを待つ内叛將ガマ提督は政府兵勢の盛んなるを恐れしものか前日に至りて降を請ひ其趣を大統領の許へ申送れり依て政府方は殆んど一丸をも費さずして賊軍の軍艦を受取りたれども ガマ將軍を始め重立ちたる叛徒は皆葡國者くは佛國の軍艦に逃れ込みたり翌十三日大統領は葡國を發して叛將以下重立ちたるものは見當り次第軍法會議へ廻して取調べの上死刑に處し兵士は赦免する旨を公布したり尤も總統領メロー將軍は未だ降らず當時何處にあるか不分明なりし超えて同十六日に至り叛徒九名を捕縛したり始め彼等は葡國の商船に乘込み出奔せんとしたるが政府は之を探知し其船に向つて一發の大砲を發したる爲め船長は遂に彼等を引渡したり又政府は葡國公使に向つてガマ將軍引渡しを請求したれ共應ぜざりしを以て更に其本國へ電報し公然の談判に及びたり當時同將軍は葡國軍艦に潛伏中なりしと

**○佛國の殖民省**　佛國に於て新に殖民事務省を設け大臣を置かんとの議案は先頃下院を通過し上院に於ても去る三月十九日の臨時會に於て三十二に對する二百二十五の多數にて可決せり其未だ上院の議に上らざる間は同院議員中に種々の議論あり或は内閣の運命に關するみとも起らん模樣なりしが形勢一變して前記の如く多數の贊成者を得たるよし

**○軍人以外旅費の規定**　海軍に於て海軍々人軍屬に非ざる者を旅行せしむるときは左の規定を以て支給する旨此程海軍大臣より通達せり

一、海軍に於て他官廳の官吏を旅行せしむるときは明治十九年閣令第十四號内國旅費規則に據り旅費を支給す

二、海軍に於て公務の爲め華士族平民を旅行せしむるときは華族及從六位勳六等以上には明治十九年閣令第十四號内國旅費規則旅費等級三等、正七位勳七等以下并無位無勳の者には同等級四等の旅費を支給す

三、海軍に於て傭外國人を旅行せしむるときは高等官勅任相當には明治十九年閣令第十四號内國旅費規則旅費等級二等、奏任相當には同等級三等、判任相當並身分の取扱を定めざる者には同等級四等の旅費を支給す

四、海軍に於て軍人々屬にあらざる證人鑑定人醫師通譯人若くは翻譯人を軍法會議に呼出したるときは刑法附則第四十九條及第五十條に依り旅費を支給す

**○農商務大臣の敗訴**　東京府西多摩郡古里村日丸八十二番地大澤大助氏外一名より榎本農商務大臣に係る不當裁決取消の行政訴訟は此程裁判宣告ありしが原告大澤氏等の勝訴となりたるよし

**○憲兵採用試驗結了**　前號の紙上に記したる如く本年東京憲兵隊に於て補充すべき憲兵四十餘名の採用試驗は此程悉皆終了し及第者二十名は本月下旬に招集し其他は臨時補欠員として豫備員に編入するよし

**○栃木縣會の役員**　去る一日より開會したる栃木縣臨時縣會は正副議長并に常設委員の撰擧を行ひたるに左の諸氏當選せり

議長　横尾輝吉　副議長　加藤昇一郎

常設委員

持田若佐　豪本崇三郎

早川忠吾　福嶋一造　松本宗内

又今度の臨時縣會に提出されし案及び監獄工業協新築案等は の都合なりし

**○公使館附武官の赴任**　ぜられたる砲兵少佐伊地知秀命ぜられたる砲兵大尉柴五郎發せり

**○山梨縣の馬車規則**　は實施せし爲め同營業者の前號の紙上に記せしが同縣廳らん來る六月まで三ケ月間の則を

**○各直轄學校教育生徒**　於ける各官省所轄學校教員生因れば左の如し

| 名稱 | 教員數 |
|---|---|
| 帝國大學 | 百六十七名 |
| 高等師範學校 | 六十九名 |
| 女子高等師範學校 | 五十五名 |
| 高等商業學校 | 四十一名 |
| 第一高等中學校 | 七十四名 |
| 第二高等中學校 | 三十七名 |
| 第三高等中學校 | 五十八名 |
| 第四高等中學校 | 四十二名 |
| 第五高等中學校 | 四十一名 |
| 山口高等中學校 | 十九名 |
| 鹿兒嶋高等中學校 | 十六名 |
| 東京工業學校 | 三十二名 |
| 東京美術學校 | 三十二名 |
| 東京盲唖學校 | 九名 |
| 〔學習院〕 | |
| 華族女學校 | 百十名 |
| 陸軍大學校 | 五十四名 |
| 海軍大學校外四校 | 七十七名 |
| 東京郵便學校外三校 | 三十五名 |
| 札幌農學校 | 二十六名 |
| 合計 | 四十二校　千四百九十七名 |

**○醫術開業試驗**　本驗日割は左の如く定まりたるよし

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四月十一日 | 醫期 | 自十二月三日至同月五日 | 二百二十五人 |
| 同 | 同 | 自十二月六日至同月八日 | 二百二十五人 |
| 同 | 同 | 自十二月十一日至同月十三日 | 二百二十五人 |
| 同 | 同 | 自十二月十六日至同月十八日 | 二百二十五人 |
| 同 | 歯科 | 自十二月十九日至同月二十一日 | 百十二人 |
| 前期 | 同 | 自二月二十四日至同月二十六日 | 二百四十五人 |
| 同 | 同 | 自二月二十七日至同月三十日 | 二百四十五人 |
| 同 | 同 | 自四月二日至同月四日 | 二百三十人 |
| 同 | 同 | 自二月二十二日至同月二十六日 | 二百三十人 |
| 同 | 同 | 自二月二十七日至同月三十日 | 二百三十人 |
| 同 | 同 | 自二月二十九日至同月三十一